

新疆と「朝貢」と「保護」

——清末対外秩序の一転換

岡 本 隆 司

は じ め に：1870年代の新疆と海防論・塞防論…	221
I 海防論とは何か……………	222
II イギリスの調停と郭嵩燾の交渉……………	225
III 琉球・朝鮮へ……………	228
む す び：1880年代以降の「保護」……………	235

は じ め に：1870年代の新疆と海防論・塞防論 —————

清朝が18世紀のなかば、最も遅くその版図に加えたのは、いわゆる「新疆」である。前世紀以来、モンゴルの覇権を争いつづけたジュンガルとの死闘に、ようやく勝利を収めた結果だった。

しかしながら、「新疆（新しい境域）」とはいわゆるトルキスタン、ムスリムが多数をしめる地であり、かれらに対する統治は、決して円滑にすすんだとはいえない。19世紀に入ると、清朝に反撥、抵抗する蜂起がしばしば起こった。なかでも最大のものが、1864年に勃発したムスリムの大反乱である。

このとき清朝の権力はまったく消滅し、新疆の南部では翌年、西隣のコカンド・ハン国の部将ヤークーブ・ベグ（Ya'qūb Beg）が騒乱に乗じて、カシュガルに入り自立する。やがて1872年・74年には、境を接するロシア・イギリスとそれぞれ通商条約を結び、事実上、独立した政権として処遇を受けた。

北方のイリ地方にも、別の勢力が割拠した。けれども当時、中央アジアの征服をすすめていたロシアとの関係が悪化したため、ロシア軍が1871年これを打倒して、イリを占領する。

新疆に先だって、ムスリムの騒乱がおこった東隣の陝西・甘粛では、総督の左宗棠が鎮圧にあたっていた。かれは1873年までにほぼその平定をなしとげたばかりか、大きな兵力

を擁して、さらに西方をうかがう勢いを示したから、1870年代の新疆は南北それぞれ、その帰属が大きな国際問題になる。

イリ地方を占領するロシアとは、清朝も武力衝突を望まず、その返還をめざして外交交渉をこころみた。ところが両者の対立はかえって深まり、一触即発の局面に陥った。史上著名ないわゆる「イリ危機 (Ili Crisis)」である。英仏駐在公使の曾紀澤が1880年、ペテルブルグに赴任し、ロシア政府と再交渉をおこなって、どうにか合意をとりつけ、イリ地方の返還と露清衝突の回避が実現した。

南方の事態はいっそう重大である。カシュガルに拠ったヤークーブ・ベグ政権に対し、清朝側の姿勢は一様ではなかった。甘粛までで矛を収めて沿海の防衛に力を注ぐべきか、それとも、さらに西方へ軍をすすめるべきか、で政府内の意見が対立したからである。やはり史上有名な海防・塞防の論争である。断乎、新疆に進撃すべしと主張した左宗棠の意見が認められ、かれ自ら遠征の指揮をとった。その軍事行動が成功をおさめ、新疆はけっきょく、あらためて中国の一部に組み入れられたのである。

こうした史実経過から、従前の研究では、左宗棠のとなえた塞防論や新疆再征服、あるいは、からくもロシアとの戦争を回避した「イリ危機」、およびその外交交渉が、注目を集めてきた。このうち塞防論や「イリ危機」は、すでに研究も多いし、筆者もとりあげたことがある⁽¹⁾。また本稿の論旨に直接関連してこないのに、立ち入った考察の必要をみとめない。新疆再征服の経過についても、やはり同様である。

それに対し、塞防論と対立した海防論も、中国史上前例のない、新たな論理・計画として、研究の対象となってきた⁽²⁾。この局面に限らなければ、いわゆる「洋務」論・「洋務運動」の代表的な事例として、おびただしい検討がおこなわれている、といってもよい。

ただしそれだけに、当時の海防論そのものには、かえって綿密な考察がおろそかになりがちで、看過されてきた点もあるように思える。本稿はこうした海防論のみなおしを手がかりに、当時の新疆をめぐる清朝の統治体制・対外関係のありようについて、考察をすすめてみたい。

I 海防論とは何か

1874年、日本が敢行した台湾出兵に、清朝は驚愕した。心ならずも日本に譲歩し、妥協せざるをえなかったのも、海軍をはじめとする沿海の軍備がととのっていないからだとの声も高まる。こうして、左宗棠が新疆遠征を計画していたところ、海軍建設の具体的なプランがにわかにもちあがってきた。そこで起こったのが、東南沿海の防備を優先する海防

論と、西北新疆の「收復」を譲らない塞防論との論争である。

直隸総督・北洋大臣にして北洋海軍の建設にあたった李鴻章が、海防をとえたる中心人物だった。一口に海防といっても、それは多面的な事業である。兵器・軍備はいわずもがな、関連の施設やそれら一切をささえる人材・財源の確保が必要だった。新疆遠征はそうした事業計画に矛盾せざるをえない。そこでこの論争に限っていえば、海防論とは新疆を「放棄」することにほかならない、とするのが当時の塞防論、あるいは後世の大方のみかたのようである⁽³⁾。

左宗棠およびかれを支持する塞防論は、実際に遠征軍を指揮し、具体的な戦略、戦術をたて、戦果を求めるがゆえに、新疆を「撤」すべからざる「藩籬」、「收復」すべき「舊疆」とみなしがちになる⁽⁴⁾。その立場からすれば、自らの行動を制約し、妨礙する海防論を「棄地」と決めつけるのも、やむをえない⁽⁵⁾。

ところがのちの研究までも、無批判にその定義に荷担するのは、いかがであろうか。史料を平心に読めば、それが必ずしも、李鴻章の主張に対する正しい理解ではないことがわかる⁽⁶⁾。

かれはヤークープ・ベグ政権が清朝に服属するなら、新疆にあらためて武力を行使し、税収を浪費する必要はない、といているにすぎない。新疆がまったく清朝から離脱独立してよい、とは断じて言わなかった。それはたとえば、以下のような上奏文の一節に、典型的にみられるところである。

一方でイリ・ウルムチ・カシュガルなどのムスリムの首領を手なづけ、それぞれ自らで治めさせることにすればよい。たとえば、雲南・貴州・広西・四川の苗族・獠族が土司となっているように、ベトナム・朝鮮が正朔を奉じているように。このように存続させられれば、互いに利益がある。ロシア・イギリスは各々併合を考えなくともよくなるし、われわれもしきりに兵力を費やすには及ばない。⁽⁷⁾

「正朔を奉じ」とは、「朝貢」して「屬國」になるとの謂である⁽⁸⁾。端的にいってしまえば、海防論とは新疆の「放棄」論ではなく、「屬國」化論だった。

またこうした李鴻章の発案・所論が、1874年から翌年にかけての論争時だけのもので、海防・塞防ともにすすめる方針が決まると、まったく沙汰やみになってしまった、とみるのも正しくない。左宗棠の新疆進軍が始まっても、李鴻章はなお持論を保ち、あわよくばその実現の機会をうかがっていたからである。

かれは北京駐在のイギリス公使ウェード（Sir Thomas F. Wade）と、マーガリー事件に端

を発し難航していた条約交渉にあたり、1876年8月に煙台条約（Chefoo Convention）を結んでいる。おそらくその関連からであろう、ヤークーブ・ベグ政権の処遇についても、李鴻章とウェードは折衝をおこなっていた。ヤークーブ・ベグ政権はインドにとっても、地政学的に重大な位置をしめていたから、イギリス側としても、無関心ではいらなかったのである⁽⁹⁾。

このときウェードの意を受け、同年4月に李鴻章と会談したのは、インド官僚フォーサイス（Sir Thomas Douglas Forsyth）である。かれはかつてヤルカンド・カシュガルを訪れ、ヤークーブ・ベグにも面会した経験のある人物だった⁽¹⁰⁾。このときの会談をイギリス側の記録でみると、

「足下はヤークーブ・ベグ（Yakub Khan）の親友らしい。それなら、かれに降服するように一筆書いてはもらえないだろうか」

「そこまでできる友人ではありませんし、そんな手紙を送っても、いうことは聴きません。剣で得たものは、剣で守るつもりでしょう。しかも、清朝はかれの土地に侵攻しようと大々的に準備をしている、と耳にしております。ですので、双方のお役に立てるなら、うれしく思います。ヤークーブも清朝と和解できれば喜ぶと思いますし、そうするのが双方の利益になると信じます」

「和解するなら、かれが武器をすて和平を乞うしかない。そうすれば清朝は慈悲をあたえ、その屬國（vassal）としてカシュガリアをかれが有することを認めてよい」

「屬國というの（vassalage）は、どういうことですか」

「朝鮮のような（as in the case of Korea）服属である」

「貢物の送呈と叩頭の実践ですね（The sending of tribute and the performance of the *k'o-t'ow*）」

「然り」

「おそらくヤークーブが同意しないし、またできない条件でしょう」

「なら救いはない。武力でかれを征服するだけだ」⁽¹¹⁾

とあって、注目すべきは、ヤークーブ・ベグ政権が「朝鮮のような」「屬國」となるのが、和解の条件だと李鴻章が発言したところだろう。フォーサイスがヤークーブ・ベグとの和解に説き及んだのを機に、かつて海防論で述べた持論を、あらためて伝えたわけである。

のちウェード自身も煙台で条約を結んだあと、李鴻章とあらためて会談し、同じ趣旨を確認した。イギリス側の記録では、李鴻章は「ヤークーブ・ベグが自ら使節を左宗棠のも

とに送ること、および少なくとも名目上は、上國として清朝に従うの（to submit, at least nominally, to China as the suzerain power）に合意すること」が、和解の条件だと発言している。ウェードはこれに対し、ヤークーブ・ベグが「清朝への朝貢（to send “tribute” to China）に同意する」かどうかはわからないとして、フォーサイスと同じように、やや悲観的な見通しだった⁽¹²⁾。

そのため、このときにはヤークーブ・ベグ政権との和解は、それ以上の進展はなかった。清朝側としては、すでに左宗棠の遠征が始まっている以上、それとの整合性からも、おいそれとウェードらの工作に応じるわけにはいかない。「厳しく拒む」というのが、その公式的な立場ではあった⁽¹³⁾。

それでも新疆に対し、李鴻章および清朝の外政当局は、必ずしも武力行使一辺倒の姿勢ではない。それを知ったイギリス側は、なおヤークーブ・ベグ政権存続の望みを捨てずに、工作を続ける⁽¹⁴⁾。

II イギリスの調停と郭嵩燾の交渉

1 「屬國」化案の復活

あらためてヤークーブ・ベグ政権の処遇が問題になったのは、ロンドンにおいてである。翌1877年6月、イギリス外務省と清朝駐英公使館とのあいだで、正式に調停交渉がはじまった。その直接のきっかけになったのは、ヤークーブ・ベグ政権がロンドンに使節を派遣してきたことである。

5月に赴任したその使節、サイイド・ヤークーブ・カーン（Sayyid Ya'qūb Khān）の任務には、清朝との妥協和平を模索することも含まれていた。去る4月、すでに左宗棠が天山南路の入口にあたるトルファンを奪取し、攻勢を強めようとしており、ヤークーブ・ベグは危機感をつのらせていたからである⁽¹⁵⁾。

サイイド・ヤークーブ・カーンはロンドンで、フォーサイスと接触して、イギリスの仲介を求めた。こうした情勢に妥協の成算あり、とみた帰国中の北京駐在公使ウェードは、清朝の駐英公使郭嵩燾にはたらきかけたのである⁽¹⁶⁾。

その郭嵩燾も、まんざらではなかった。かれは1874年末、李鴻章が海防論をとなえたとき、それに荷担しつつも、塞防をも重視し、「未だ偏重すべからざる者有り」ととなえる意見だった⁽¹⁷⁾。ところがロンドンに赴任してからは、むしろヤークーブ・ベグ政権との妥協、イギリスの調停に積極的な姿勢に転じている。1876年のウェードらによる働きかけにも、この機を逸すべからず、と李鴻章に進言したほどであった⁽¹⁸⁾。

また郭嵩燾ら駐英公使館は、イギリス側がすでに事実上、ヤークーブ・ベグ政権を対等な一国として遇してきたことに不満だった。イギリスはカシュガルに使節・領事を派遣していたし、訪英したサイイド・ヤークーブ・カーンも、決して冷遇していない。新疆遠征をすすめる清朝の立場とは、相容れない姿勢である。しかもイギリス政府がカシュガルに使節を派遣するつもりだとの情報も入って、いたく危機感をつのらせた。当面それを阻止すべく、イギリス側を説得しなくてはならない。さっそく外相ダービー (Edward Henry Stanley, 15th Earl of Derby) にも、申し入れをおこなってもいる⁽¹⁹⁾。そこにも、交渉に応じる動機・契機があった。

かくて、調停交渉がはじまる。さしあたって、ウェードが郭嵩燾と、フォーサイスがサイイド・ヤークーブ・カーンとの連絡を分担し、一同に会したこともあった。いずれもなお、非公式な下交渉というべきである。そのうち注目に値するのは、6月22日のウェード・郭嵩燾会談である。

ウェードはフォーサイスを通じ、あらかじめサイイド・ヤークーブ・カーンから、ヤークーブ・ベグが「清朝の指定するいかなる地位でも受け入れる」用意があることを確かめたうえで、郭嵩燾と会った。そこで郭嵩燾から引き出した条件は、「清朝に従ってカシュガルの支配者となる (constituted ruler, under China, of Kashgaria)」のなら、清朝と戦争をせずに和平をもたらすとりきめを結ぶなどを、ヤークーブ・ベグの側から書面で提案することだった⁽²⁰⁾。

ただしこうした概括的な条件にくわえ、郭嵩燾が「率直」かつ「あけすけに」示した、「交渉の基礎」とすべき「主要な論点」がある。その一つに、

カシュガルの支配者はビルマ・朝鮮と同じ条件で清朝の屬國 (a vassal of China under the same conditions as Burma and Corea) となること。

という。李鴻章の抱懐してきた「屬國」化案が、ここであらためて明示されたのである。

ウェードは“a vassal of China”という言い回しに、「カシュガルは屬國 (a *shu guo*, dependency) となるべきこと。どの屬國が対応する条件に合うのか、郭嵩燾は特に言わなかったと思う」と注記している⁽²¹⁾。つまり「ビルマ・朝鮮」というのは、会談を記録したイギリスの当局者が例示したものだった。そのうち「朝鮮」は、前年の李鴻章・フォーサイス会談で出た案とほぼ同じであり、むしろこれまでの継続だといってよい。ウェード本人も、会談記録の文責を負うヒリヤー (Walter C. Hillier) も、中国・東アジアの専門家であるから、それは自然である。では、なぜことさら西南の「ビルマ」という言及がでてきたのであろうか。

2 調停の内容と挫折

フォーサイスはこのウェード・郭嵩燾会談の結果を知るや、翌23日さっそくウェードに書翰をおくった。この案ならヤークーブ・ベグ政権からも好意的な回答が得られそうだとの見通しを示しながらも、上に引用したくだりには、具体的な修正を求めている⁽²²⁾。のみならず、かれが手づから条文を以下のように改訂した。これが郭嵩燾に提示する外務省の草案になる。

ヤークーブ・ベグがおよそビルマ王と同様に、清朝を上國（the suzerainty of China）と認めること。ヤークーブ・ベグはいま有する地を、そのまま全面的に支配（complete control）してよいが、定期的に北京へ朝貢使（embassies bearing presents or tribute）を送って、清朝皇帝を上國の主（his superior）と称すること。⁽²³⁾

フォーサイスはそのように訂正した意図を、

「ビルマ・朝鮮と同じ条件で」という措辞がくわわったことで、屬國とは何か、よくわかる。これはヤークーブ・ベグ、あるいはその訪英使節に説明しなくてはなるまい。その有する地の内政を全く掌握し、かつ清朝皇帝を上國と認めることを意味し、清朝が朝貢とよぶ遣使と貢納をおこなうことだと理解している。しかしヤークーブ・ベグ本人が北京宮廷にいる必要はないはずだし、その点をとりたててあげるのもどうかと思うから、国王が実際には北京を訪れたことのないビルマの例にならう、という概括的な条件で十分だろう。⁽²⁴⁾

と説明する。ビルマへ奉使したこともあるフォーサイスが、「屬國」の意味内容をヤークーブ・ベグ側に「説明」するため、具体的に納得しやすい事例が「ビルマ」だったというわけである。けだしインド官僚らしい発想・連想といえよう。したがってウェードらの会談記録も、自らがイメージできる「朝鮮」とインド当局にわかりやすい「ビルマ」とをあえて併記したものと考えられる。

ところが実際に、ダービー外相が郭嵩燾に提示した調停案には、「朝鮮」はおろか「ビルマ」もなかった。たんに「清朝を上國と認めること」というのみで、特定の国名はあげていない。

これはフォーサイス起草の原案に、インド相ソールズベリ（Robert Arthur Talbot Gascoyne-Cecil, 3rd Marquess of Salisbury）が異をとねえたからである。かれは「わたしの

知るかぎり、イギリスがビルマに対する清朝の宗主権(the suzerainty of China over Burmah)を公式に承認したことはない」と書き込み、「将来、外交交渉で不当な要求や拒否の口実に使う国があるかもしれない」と懸念した⁽²⁵⁾。ビルマと直接に関係をもつインド当局として、細心の注意をはらったものであろう。実際この十年後、ビルマを併合したさい、清朝との関わりでその国際的地位が問題になる⁽²⁶⁾のであり、清朝の「宗主権(suzerainty)」概念には、イギリスの当局内でも一致した具体的見解は存在しなかった。

とまれイギリスの調停案はまとまって、7月7日ダービー外相から郭嵩燾に示された。郭嵩燾はその提案に、まもなく修正要求を出している。ヤークーブ・ベグの支配範囲、およびその境界画定などに対してであり、さらにはカシュガル政権が敵対しないよう、イギリス政府の「保証(擔承/guarantee)」も求めた⁽²⁷⁾。

他方で「清朝を上國と認める」という原則については、立ち入るところはなかったから、郭嵩燾は全体として、当初より交渉に前向き、提案に肯定的だったとみてよいだろう。北京にもいきさつを報告する上奏文を送り⁽²⁸⁾、その支持をうったえた。その北京でも、ウェードの留守をあずかる代理公使のフレイザー(Hugh Fraser)が、インド省から求められたダービーの指示を受けて、総理衙門に調停をはたらきかけている⁽²⁹⁾。

このように、正式な交渉がすすみはじめた矢先、ヤークーブ・ベグ本人が急死した。その真偽が確認できるまで、なおしばらく時間を要したものの、交渉がそのまま進展するはずはない。新疆現地では、カシュガルの政権もまもなく崩潰し、左宗棠の遠征と征服は大方の予想に反して、たやすく成就してゆく。そのため調停交渉そのものが、にわかに不要となってしまったのである。

以後の経過は、よく知られたところである。「イリ危機」をも乗り切った清朝は、新疆の地に「省制」を布いて、在地社会に対する支配統制を強めていった。それが現代中国の民族問題の一出発点をなしているのは、いうまでもあるまい。

Ⅲ 琉球・朝鮮へ

1 「公法」

それなら、以上の李鴻章・郭嵩燾とイギリスの調停交渉は、けっきょく全くの徒労で、以後に何の影響も残さず、史上に何の意義もなかったのであろうか。必ずしもそうとはいえない。

新疆に軍を進める左宗棠からすれば、この調停交渉は自らの行動を拘束、妨礙するものだったから、かれはイギリスの調停に対し、あからさまな不快感を示し、くりかえし批判、

牽制していた。

イギリスが調停をもくろむのは、ロシアが「その地を蚕食」しては自らに不利になるからにすぎない、自分の遠征は清朝が「舊疆を收復して」いるにひとしく、「義」にもとづく行動だと左宗棠は自ら信じていたので、それを「難じ」られるいわれはなかった⁽³⁰⁾。したがって調停交渉をすすめた郭嵩燾にも、駁論をためらっていない。

郭嵩燾がイギリスとの調停交渉に入ったことを知らせた上奏文は、その「境を^{まも}り兵を^や息む」六つの利点を列挙し、その第一を以下のように語る。

……西洋の公法に保護立國の例有り。比利時の^{ベルギー}荷蘭に并せらるるや、^{オランダ}法人之を護りて、遂に自ら國を立たしむ。^{ポルトガル}葡萄牙の^{スベイン}日斯巴尼亞に并せらるるや、^{イギリス}英人之を護りて、亦た自ら國を立たしむ。今英國は猶ほ調處を以て義と為し、中國を奉ずるに小國を建置するの權を以てし、正に宜しく西洋の公法を援據し、疆界を劃定し、其の侵擾を杜すべし。而して亦た此の機會に乗じて、其をして一二城を繳還し、以て自ら輸款せしむ可くんば、解和し兵を息むるに、尤も名有りと為す。⁽³¹⁾

以上、原語を残すため、訓読体で引用した。この上奏に対し、徴せられた左宗棠の所見は、やはりこの「保護立國」をも批判したものである。それは「西洋の通法」かもしれないけれども、イギリスが新疆でやるべきことではなく、「立國」したいなら「イギリスの土地」「インドを割いて」やればよい、「中國を奉ずるに小國を建置するの權を以て」するとみせかけて、実質的には「中國を侵占して蠶食を為す」謀略だと断じた⁽³²⁾。

新疆を「舊疆」「舊土」、つまり「中國」の内側にあるとみなし、「收復」の対象とする以上、そこに「小國を建置するの」は、論理上「侵占」「蠶食」とならざるをえない。これが塞防論の核心にある。それに対し、郭嵩燾をふくむ海防論では、新疆はあくまで「關外」であって、もはや「中國」が「兼顧」できない地になった、そのため「小國」として「建置」しなおす、という認識だった。

こうした分岐は、論争のなかで顕在化したものの、すでに清朝政府内部で、それぞれの立場・政見、あるいは情勢の変化によって、多かれ少なかれ存在していたものとみてよい。それは逆に新疆、あるいは「藩部」そのものが、とりわけ漢語概念のなかで、なお一定した地位になかったことをも意味する。

応酬がつづくなか、形勢は新疆の再征服に収斂してくる。郭嵩燾もそうした推移を受け入れざるをえなかったが、しかしながら、左宗棠の批判には納得しなかった。イギリスの調停の意味が「わかっていない」と反論した文章のなかに、たとえば以下のような文面が

ある。下線部は原語を残すため訓読にとどめたところで、以下の引用文も同じ。

ヤークーブ・ベグが当初、インドと条約を結びたかったのは、ひそかに助けを求めるためだった。イギリス人もこれを逆用してロシア人を防いで、インドの防壁にしようとした。西洋の公法には小國を保護するの義があるからだ。英露はそれぞれ、ヤークーブ・ベグと条約を結んで手出しできない形勢になったので、ロシアがインドをうかがう不安も少しは緩和できている。イギリス人がアフガニスタンを併合しながら、のちに國を立てさせたのも、こうしたねらいからのことである。……⁽³³⁾

調停交渉の本人による経過と企図の総括だとみなせばよい。これで「公法」に載せる「小國を保護するの義」というのが、関係する列強の同意のもと、勢力を均衡させるため、緩衝国を設定することなのがはっきりする⁽³⁴⁾。具体例として言及した、イギリスによるアフガニスタンの「立國」とは、おそらくアフガン戦争の経過を述べたもので、カシュガル政権に対する清朝の関係に近かった。

引用したくだりは、国際法にも記載がある西洋通例の緩衝国の意義・効果を説いたものだが、それを「保護小國」と表現しているところが、いっそう注目に値する。いわゆる「小國」とは、漢語でいえば「屬國」にひとしい。これで西洋式の緩衝国は、東アジア在来の「上國」「屬國」関係に結びつくわけである。少なくとも漢語を読む人は、そう解さざるをえない。

したがってヤークーブ・ベグ政権の「屬國」化案は、最小のコストで新疆を清朝に服属させ、既存の対外秩序に組み込みながら、なおかつ英露・西洋に対しては、国際法に即した緩衝国として機能させようとしたものだった。1874年にはじめて「屬國」化の構想を示した李鴻章に、そこまで明確な見通しがあったとは思えない。しかしイギリス側との協議を経て、郭嵩燾がロンドンで調停交渉をすすめたなかで、そうしたコンセプトがはっきりした概念・論理となって成形化したとまとめられよう。

2 「琉球処分」

だとすれば、論点は新疆だけに限らない。「イリ危機」がロシアとの間でもちあがるなか、東南沿海でまもなく表面化したのが、いわゆる「琉球処分」問題である。海防論を惹起した1874年の台湾出兵を経て、日本政府は琉球の編入を加速させ、1877年末に赴任した清朝の駐日公使何如璋とも対立を深めた。日本政府は翌年、何如璋が申し入れた抗議に態度を硬化させて、1879年3月3日には首里城を接收し、廃琉置県を強行、沖縄県を設置した。

ロンドンの郭嵩燾は、同じころ駐英公使の任を終え、ヨーロッパを離れている。帰国し上海についたのが、やはり同年の3月27日で、ちょうど廃琉置県と同じ時期だった。一連のいきさつを伝え聞いたかれは、さっそく何如璋の失態を批判しつつ、総理衙門と李鴻章に進言を試みる。そこで打ち出したのが、新疆とほとんど同じ「保護立國」「保護小國」のコンセプトであった。本人の当時の言をかりれば、「琉球を保護して國を立てて自主せしむるを以て第一要と為し、與に朝貢を争ふに足らざるなり」⁽³⁵⁾となる。

この郭嵩燾の構想と提案は、すでに西里喜行氏がくわしくとりあげており、再論するには及ばないだろう。ただし氏が「琉球の朝貢免除を前提条件とした自立＝独立」論と総括する⁽³⁶⁾のには、首肯しがたい。当時の「自立」、あるいは「自主」という漢語概念は、独立 independence を指すとは限らないからであり、また「朝貢を争」わないというのも、当時の局面に応じた便宜的な提案にすぎないからである。「東アジアの伝統的冊封進貢体制を否定」し、「万国公法（国際法）の理念のみに依拠して琉球の自立＝独立を国際的に承認させる」ことには、決してならない。

郭嵩燾の提案に対する李鴻章の解説からも、この間の事情はわかる。琉球の「保護立國」とは、すべてに「法を西洋に取る」日本を「公法」で納得させるためであり、「朝貢」を「寛免」するのも、そうしないと列強が納得して協力してくれないからだ。李鴻章はしたがって、「朝貢」の免除は「國體を傷つけないよう」に、「朝命」によることを提案している⁽³⁷⁾。あくまで「朝貢」が前提・常態であって、清朝の意思・命令で特例・例外をみとめる、といったニュアンスなのである。

それでも李鴻章は、郭嵩燾の構想が実現できるのか、疑わしく思っていた。清朝による「朝貢」免除で、日本はじめ関係国が納得するとは限らない。

外国公使の議論は多く、西洋のやり方を学ぶ日本を是とするのに対し、虚名におごって小國に入貢させる中國を非とみなす。郭嵩燾がさきに万国公法に小國を保護するの例はあっても、必ず臣事せしむるの礼はないと論じたのも、列強に訴えるには、朝貢を免じるといわなくては、賛成がとりつけられないからだ。もし対立が深まって、たがいに譲歩できない状況になったら、さらにこちらの隙につけこまれる局面もでてこよう。調停してくれる国があっても、うまくゆく見通しは立たない。⁽³⁸⁾

李鴻章の見通しは、のちに続くいわゆる分島改約交渉の推移をみれば、それなりに正しかったといえよう。郭嵩燾の構想もこれで、沙汰やみになった。新疆に次いで、ふたたびの挫折といえなくもない。郭嵩燾本人はこのあと、郷里に隠棲して政治の表舞台には姿をあら

わさなくなるから、なおさら挫折の観がある。けれども、構想そのものが決して「否定」されたわけではなかったし、「琉球処分」で終わったわけでもなかった。

3 「朝鮮問題」の出発

清朝は元来、琉球じたいの存亡をさして重視していなかった。琉球の存続を争ったのは、自らの安危に重大な関わりのある朝鮮半島に、影響が及ぶのを恐れたためである。これは何如璋の赴任当初から、そうだった⁽³⁹⁾。郭嵩燾が「保護小國」構想を、あえて「琉球処分」にさいして示したのも、

日本はきつと中國の大患となろう。その鍵はとりわけ朝鮮にある。いま日本が琉球に野心をとげようとしているのは、朝鮮の前哨なのである。琉球は中國に臣事すること五百餘年、そのため日本に憎まれた。琉球を保護して國を立てさせるのなら、中國がその論議を主導し、責任のがれの余地がないのは当然である。

というように、琉球ばかりでなく、むしろ朝鮮におよびかねない危機を見越してのことだった⁽⁴⁰⁾。

しかも「屬國」の維持に「保護小國」の方法を用いる考え方は、郭嵩燾かぎりではなかった。李鴻章とその周辺は、もはやいうまでもあるまい。さらにあげるとすれば、どうやら少なくとも駐英公使館では、直接に共有、継承されていたようである。

後任公使の曾紀澤は、「琉球処分」とほぼ同じ時期、以下の記事を残している。

また談は朝鮮・琉球の国々にもおよんだ。「西洋各國は、公法を以て自ら相ひ維制し、小國・附庸を保全し、みな自立の權を有さしむ。これが戦をなくし民を安んじる最善の方法である。国の大小強弱はもともと一定せず、時とともに移り変わるからである。大國に併呑の野心さえなければ、戦火はなくなり天下はながく安泰となる。わがアジア諸国も大小、強弱が交錯する形勢にあるから、公法を以て相ひ持し、弱小の邦をして以て自立するに足らしめなくてはならない。そうなれば、強國・大國も自ずといつしかそこから利益を受けて、ほかに優越するため武力に恃むことはできなくなる」とわたしは言った。⁽⁴¹⁾

会談の相手は、日本の駐英公使上野景範である。もっともこれは、いわゆる「出使日記」の記録なので、日本側に対応する史料が確認できなければ、ほんとうにこの時期に、この

内容を曾紀澤が上野に伝達したかどうかはわからない⁽⁴²⁾し、清朝側だけでみても、時期の近接が偶然なのかどうか、あるいは郭嵩燾と何らかの形で、具体的に連絡呼応していたのか、推測判断できる手がかりは、いまのところ見あたらない。確実にいえるのは、曾紀澤がこの記述を本国に伝えるべく、この日付の日記に書き込んだことだけである。

発言の内容としては、むしろ国際法テキストの勢力均衡論に似ており、それを典拠としたものかもしれない。たとえば、『公法便覧』第一章第八節には、「弱國以て自立するに足る」とあって⁽⁴³⁾、後の下線部に酷似する。

ただしその「弱國」を「弱小之邦」と引き伸ばし、同一の趣旨を前の下線部で、「小國・附庸を保全」す、といいかえている。これで郭嵩燾の「保護小國」とほとんど同じ言い回しになった。しかもはじめに「朝鮮・琉球」と事例をあえて限定するのだから、こうした修辭からみてとるべきは、清朝の「屬國」維持に「公法」の「保護小國」を用いる構想の連続、伝播であろう。

「琉球処分」は清朝に大きな衝撃を与え、同じ「屬國」である朝鮮に「滅亡」が波及するのが、最も懸念された。北京政府がまもなく朝鮮と西洋列強との条約締結という方針を決めたのも、従前の方法のままでは、琉球の二の舞になってしまいかねないことを恐れた⁽⁴⁴⁾からである。

曾紀澤はこの朝鮮と列強との条約締結を、まもなく「公法」による朝鮮「保全」策だと位置づけている。かれは1880年2月の日記に、前駐日公使パークス（Sir Harry S. Parkes）の発言として、

「日本とロシアは早くから朝鮮をねらってきたから、いつその野心謀略が発動してもおかしくない。清朝はそれを未然に防がなくてはならない。その方法はただ朝鮮に勧めて、西洋の大國と条約を結んで開港させるほかない。そうすれば、高麗の國、公法に藉りて、以て自ら保全す可し。」⁽⁴⁵⁾

と記した。末尾の一節は「保護小國」「保全小國」のように成句にはなっていない。「公法」によって「自ら保全」する、とあるので、この一節だけ読むと、西洋的・「公法」的につきつめていえば、緩衝国・中立国としての「独立」にもつながる⁽⁴⁶⁾。パークス自身が実際にこの趣旨を発言したとすれば、そうした意図・論理によっていた可能性は否めない。

けれどもそこは、あくまで漢語で書いてある文章である。「大國」と対をなす「高麗」は、当然「小國」＝「屬國」になるわけで、巧みなレトリックというべきだろうか。そのため、つづけてパークスの発言に答えたかたちで、以下を自分の意見として書き添えている。

「……朝鮮は蕞爾なる小國とはいっても、実は堅忍自守の力を持っていて、容易には滅亡しないから、日本はたとえ朝鮮に勝利したとて、断じて領有することはかなうまい。しかし貴下の言は、備えあれば憂いなしとの配慮でもある。中華が英人と^{とも}に該國を^{まも}保りて、まったく外から侵攻を受けないようにできればと思う。そうすれば、彼我いづれにも利益があろう。」⁽⁴⁷⁾

前の下線部はもともと「國雖小（國が小さい）」だった文言を書き改めたものである（図版参照）。これは単なる言い換えではあるまい。「小國」という術語が論理上、必要だった、と考えるべきであろう。いわゆる「保護小國」の概念・論点を通じて、いっそう円滑に後文の「同に該國を保りて」に連絡させる措辞だとみてよい。

このように「小國」という概念を明示し、その「屬國」を「上國」の「中華」が保護するのは当然の前提としたうえで、イギリスなど西洋諸国からする緩衝国の位置づけをそこに重ね合わせているのである。

会談の信憑性に関わる事情は、上述の上野の場合とまったく同じ。曾紀澤がこれを本国に伝える記事としたのも、清韓の「上國」「屬國」関係を、西洋列強との関わりのなかでいかに安定、機能させてゆくか、が大きな課題であったためである。朝鮮の条約締結を「公法」の「小國」「保全」というコンセプトで説明したのもその一環で、パークスにいわせているのは、これなら西洋の側も説得できる、という見通しを示すねらいだとみればよいだろうか。

ともあれ、この朝鮮による列強との条約締結をきっかけに、「朝鮮問題」は大きな転換を迎える。それ以後、「屬國」の「保護」という概念は、定着して揺るぎなくなった。そんな史実経過を考えあわせるなら、西洋列強と最も頻繁に接触した在外公使から、「保護小國」概念がまず明示、適用された事実は、もっと注目しなくてはならない。

云中國惟我
大清朝廷
高麗首領
效順臣服
解
有堅忍自守之
力
其
臣
民
皆
修
老
幼
之
禮
而
事
功
甚
著
全
年
懷
服
不
離
雪
恥
最
小
國
也
未
易
蕞
爾
日本經緯使
之
勢
不
能
有
人
但
當
大
目
之

む す び：1880年代以降の「保護」

1880年代に入って、ついに「屬國」の地位をめぐる「朝鮮問題」「越南問題」が、清朝外政の焦点と化した。朝鮮・ベトナムという「屬國」とは何か、清朝という「上國」とは何か。内外に対しそれを説いてゆく必要性が、いよいよ高まってきたのである。

当局者は日本・列強を相手としたから、否応なく「公法」を考慮しなくてはならない。そのなかで、「屬國」に対する「保護」「保全」という概念が、いよいよ分ちがたくなっていった。それは元来の漢語で、明代以来の「上國」「屬國」関係として理解できるものであると同時に、西洋と語り列強に説くにあたって、「公法」の文脈でいう緩衝国として説明可能にもなったところが重要である。

坂野正高氏は清代を通じた朝貢関係を指して、「緩衝国」の「ベルト」と表現した。これは『清史稿』属国伝の記述をヒントに、長期的な俯瞰にもとづいた⁽⁴⁸⁾氏一流の大づかみな作業仮説にすぎない。具体的な史実・史料に徴してみると、この時ようやく、清朝／中国の立場から見ても、それに相応する、そう呼んでもよい局面になってきたのである。

もっとも、その局面が永続的に変わらないわけではなかった。「屬國」の「保護」「保全」を「緩衝国」と位置づけてまもなく、ベトナム・トンキンではフランスと、朝鮮半島では日本と、軍事的な緊張が高まる。そのなかで、「屬國」に対する「保護」は、むしろ軍事力の行使という側面に傾斜、収斂していった⁽⁴⁹⁾。

あえて「公法」・国際法の用語でいいかえるなら、多国間で承認する緩衝国よりは、一国に従属する保護国に近づいてきたのであり、その過程で摩擦も劇化してくる。その軍事的な「保護」の帰趨をめぐって、最終的に戦われたのが清仏戦争・日清戦争だった。

そうした史実経過からすれば、西北塞防の問題は、ただ新疆の運命を決定したばかりではない。琉球・ベトナム・朝鮮など「屬國」の「保護」と「公法」を結びつける契機となった点で、東南海防の問題とも深く関わっていた。その転換点のひとつを提供した、ともいえよう。

註

(1) いわゆる中国外交史上の「イリ危機」については、まず Immanuel C. Y. Hsü, *The Ili Crisis: a Study of Sino-Russian Diplomacy, 1871-1881*, Oxford: Clarendon Press, 1965を参照。それを収束させたペテルブルグ条約締結にいたるプロセスについては、拙稿「駐欧公使曾紀澤とロシア——『金輶籌筆』を読む」(岡本隆司・箱田恵子・青山治世『出使日記の時代』名古屋大学出版会、2014年、所収)で簡単に論じ、関連の研究文献もそこに紹介しておいた。

塞防論・新疆再征服については、清朝の立場からみた、片岡一忠『清朝新疆統治研究』雄山閣、1991年；蘇德畢力格（Sodbilig）『晚清政府對新疆・蒙古和西藏政策研究』内蒙古人民出版社、2005年が、ムスリムの立場からみた、新免康「「辺境」の民と中国——東トルキスタンから考える」（溝口雄三ほか編『アジアから考える [3] 周縁からの歴史』東京大学出版会、1994年、所収）；Kim, Hodong, *Holy War in China: The Muslim Rebellion and State in Chinese Central Asia, 1864–1877*, Stanford: Stanford University Press, 2004が、近年の代表的な研究である。また筆者も、左宗棠「新疆問題に関する上奏文」（岡本隆司訳注、村田雄二郎責任編集『新編原典中国近代思想史 第2巻 万国公法の時代——洋務・変法運動』岩波書店、2010年、所収）で、簡単な紹介を試みている。

- (2) 海防・塞防の論争については、前註にあげたほかに、蔣廷黻編『近代中國外交史資料輯要』中巻、商務印書館、1934年；Immanuel C. Y. Hsü, “The Great Policy Debate in China, 1874: Maritime Defense vs. Frontier Defense,” *Harvard Journal of Asiatic Studies*, Vol. 25, 1965；劉石吉「清季海防與塞防之爭的研究」『故宮文獻』第2巻第3期、1971年；坂野正高『近代中国政治外交史——ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会、1973年を参照。
- (3) 研究に限定すれば、たとえば、蔣廷黻編前掲書、205頁；坂野前掲書、326頁；片岡前掲書、112, 114, 116頁；蘇德畢力格前掲書、48頁。海防・塞防論争の専論たる Hsü, *op. cit.*, pp. 218, 223は“at the expense of Sinkiang/defending the frontier”といい、また劉石吉前掲論文、42頁は「委之於不顧」というので、いずれも「放棄」にひとしい。
- (4) たとえば、『左宗棠全集・奏稿（六）』嶽麓書社、1992年、「密諭左宗棠通籌海防塞防全局並關外兵事糧運」光緒元年二月初三日、「覆陳海防塞防及關外剿撫情形摺」光緒元年三月初七日、「遵旨統籌全局摺」光緒三年六月十六日、154, 188–195, 701–703頁。
- (5) たとえば、郭嵩燾は「軍隊を指揮すれば、進攻のことしか考えないので、地を棄てるような議論（棄地之議）が、將帥から出てくることはありえない」という（「光緒三年三月倫敦上合肥伯相書」『罪言存略』光緒五年序、『鍔香室叢刻』初集、光緒二十三年沔陽李世勛鉛印、所収、頁27）。もちろんこれは、「將帥」の立場からする言い回しであって、郭嵩燾本人がヤークト・ベグ政権との和解を「棄地」だとみなしていたわけではない。「棄地」という発想・認識については、後註(7)も参照。
- (6) このように研究史が意識的・無意識的に塞防論と重なる理解になってしまうのは、およそ20世紀以降の中国人の思考では、「屬國」という存在に対し、「喪失」した、という過去、およびそうなるべきだ、という将来しか思いつかなくなるからである。こうした理解法も、本稿が明らかにする民国以後の歴史過程の所産にほかならず、学術研究が依然として、それを相対化できていない現状を示すといつてよい。

また新疆に対するこの種の「放棄」説は、つとに19世紀初頭のいわゆるジャハングールの乱鎮圧時からあって（たとえば片岡前掲書、86–88頁を参照）、それもやはり一概に「放棄」と断じえない面がある（小沼孝博「換防兵制導入からみた清朝のカシュガリア支配」『社会文化史学』第41号、2000年、29–31頁）。同時代にせよ後世にせよ、なぜ「放棄」という見方になるのかもふくめ、その間の事情は再考すべき余地があるように思われる。

- (7) 『李文忠公全集』奏稿巻24、「籌議海防摺」附「議覆各條清單」同治十三年十一月初二日、頁18–19。

李鴻章のこうした意向は、イギリス当局が上奏に先だって察知している（Great Britain, Foreign Office, General Correspondence, China, (1815–1905), FO17/677, Memorandum by Mr.

Mayers of Two Interviews with Governor General Li, Nov. 24 and 26, Encl. No. 2, in Wade to Derby, No. 234, Confidential, Dec. 3, 1874) けれども、そのさい立ち入った協議・交渉には及んでいない。イギリスの会談記事にいう「モンゴル王公が享受する藩封の地位 (such feudatory position as that enjoyed by the Mongolian Princes)」は、おそらく「朝鮮」の誤りであろう。続けて「朝貢と冊封 (sending tribute and receiving investiture)」をおこなうと記すからである。

なおこうした発想・発案には、先例がある。ヤークーブ・ベグに先だって、1857年におこったカシュガル暴動とその対策を記述する、当時の甘肅布政使・張集馨は、「いま封建の例に仿ひ」、カシュガルをして「朔を本朝に奉ぜしめ」、「藩封」のようにすればよいと論じ、それは「正に棄つるを肯ぜずと謂ふ」もので、「輕々しく土宇を棄つると謂ふを得ざるに似たり」と記す(張集馨『道咸宣海見聞録』中華書局、1981年、229-230頁)。この引用は、望月直人氏の示教にあずかった。記して謝意を表す。張集馨は李鴻章の嗣子李經方の岳父だったから、両者の共通性は偶然ではないかもしれない。

- (8) 以上の趣旨は、すでに拙著『李鴻章——東アジアの近代』岩波新書、2011年、132頁で簡単にふれたところであり、本稿はその考えをいっそう推し進めたものである。
- (9) ヤークーブ・ベグ政権と清朝の和解、あるいは後述するイギリスの調停については、前註1・2所掲の研究のほか、Immanuel C. Y. Hsü, "British Mediation of China's War with Yakub Beg, 1877," *Central Asiatic Journal*, Vol. 9, No. 2, 1964; Kim, *op. cit.*, pp. 169-172; 蘇德畢力格前掲書、49-50頁などがあるけれども、それぞれの経過を個別に跡づけるだけで、中国の対外関係史上どんな意義があるかには、説き及んでいない。
- (10) *E.g. cf. Report of a Mission to Yarkund in 1873, under Command of Sir T. D. Forsyth, K.C.S.I., C.B., Bengal Civil Service: with Historical and Geographical Information regarding the Possessions of the Ameer of Yarkund*, Calcutta: Foreign Department Press, 1875.
- (11) FO17/825, W. F. Mayers, Interview between Sir Douglas Forsyth and the Governor General Li Hung-chang at Tientsin, April 8th 1876, Encl. No. 5 in Wade to Derby, No. 136, July 8, 1876.
- (12) FO17/825, Memorandum of interview with the Grand Secretary Li at Chefoo, Sept. 15, 1876, Encl. No. 2 in Fraser to Derby, No. 219, Confidential, Dec. 10, 1876. 同じ会談を報告する『李文忠公全集』譯署函稿卷6、「述威使代喀酋乞降」光緒二年八月初三日、頁28では、李鴻章の発言部分を「喀酋投誠、作為屬國、祇隸版圖」と表記しながら、ウェードの発言だとする。次註に拠って論じる趣旨から判断すれば、発言者の齟齬は、李鴻章側の作為の可能性もある。「the suzerain power」を「上國」と訳したのは、いわゆる「屬國」の対語として選んだものである。
- (13) 『清季外交史料』卷10、「總署奏英國與喀什噶爾互相遣使摺」光緒三年七月二十六日受理、頁34。なおこの上奏文は、「屬國」に関わる論点にはふれない。
- (14) FO17/825, Fraser to Derby, No. 219, Confidential, Dec. 10, 1876.
- (15) Kim, *op. cit.*, p. 170.
- (16) FO17/825, Wade to Tenterden, Confidential, June 4, 1877; Wade to Derby, June 25, 1877.
- (17) 『郭嵩燾奏稿』楊堅校補、嶽麓書社、1983年、「條議海防事宜」光緒元年、343-344頁。
- (18) 郭嵩燾前掲「光緒三年三月倫敦上合肥伯相書」頁27。李鴻章はこの書翰に対する返書で、左宗棠らを「鋪張揚厲」と批判し、ヤークーブ・ベグの「投誠」という「屬國」化論の正しさをいいつのっており(『李鴻章全集 ③ 信函(四)』安徽教育出版社、2008年、「復郭筠

- 僊星使」光緒三年六月初一日、75頁)、これは以後の郭嵩燾の活動にも、一定の影響を与えたと推察できる。
- (19) FO17/768, Kuo to Derby, in Chinese, June 15, 1877.『郭嵩燾全集 十三 集部一 書信』嶺麓書社、2012年、278-279頁にも、「致德爾貝」光緒三年五月初五日として再録する。
- (20) FO17/825, Wade to Derby, June 25, 1877.
- (21) FO17/825, W. C. Hillier, Memorandum: Conversation between Wade and Kuo, June 22, 1877.
- (22) FO17/825, Forsyth to Wade, June 23, 1877.
- (23) FO17/825, Mallet to Tenterden, Confidential, July 2, 1877; Tenterden to Mallet, Immediate and Confidential, July 5, 1877; Derby to Kuo, Draft, July, 1877. なお“suzerainty”に対する「上國」、「superior」に対する「上國の主」という訳語は、後註(29)所引、『清季外交史料』所収の漢文史料に拠った。以下も同じである。
- (24) FO17/825, Forsyth to Wade, June 23, 1877.
- (25) FO17/825, Derby to Kuo, Draft, July 7, 1877; Mallet to Tenterden, Confidential, July 7, 1877.
- (26) たとえば、箱田恵子『外交官の誕生——近代中国の対外態勢の変容と在外公館』名古屋大学出版会、2012年、104-125頁を参照。
- (27) FO17/768, Kuo to Derby, in Chinese, July 12, 1877.『郭嵩燾全集 十三』281-283頁にも、「致德爾貝」光緒三年六月初二日として再録する。このイギリス政府の「保証」は、郭嵩燾が本国に調停案を申し入れやすいように求めたものとおぼしい(FO17/825, W. C. Hillier, Memorandum, July 14, 1877)ものの、さすがにダービーも、これには承諾できなかった(FO17/825, Derby to Kuo, July 23, 1877)。
- (28)『郭嵩燾日記』第3巻、湖南人民出版社、1982年、光緒三年六月十五日条、258頁。このとき送った上奏文が、後註(31)所引の史料であろう。
- (29) FO17/825, Mallet to Tenterden, Aug. 1, 1877; Derby to Fraser, Nos. 90, 91, Aug. 3, 1877; Fraser to Derby, No. 172, Confidential, Sept. 24, 1877;『清季外交史料』巻11、「總署奏議覆郭嵩燾奏英外相調處喀什噶爾片」光緒三年九月二十九日受理、頁33。
- (30)『左宗棠全集・奏稿(六)』『遵旨統籌全局摺』光緒三年六月十六日、702頁。
- (31)『郭嵩燾奏稿』「英外相調處喀什噶爾情形摺」373頁。この上奏文は日付を記さないものの、前註(28)で述べた推定に誤りがなければ、光緒三年六月初十日(1877年7月20日)になる。
- (32)『左宗棠全集・奏稿(六)』『覆陳辦理回疆事宜摺』光緒三年九月初一日、736頁。
- (33)『郭嵩燾全集 十三』「致總署」光緒三年十二月初八日、303頁。
- (34) 郭嵩燾は前註(31)の引用文のように、ベルギー・ポルトガルの先例をあげるのに対し、『萬國公法』そのものには、「戈拉告(Cracow)」「以阿尼諸島(Ionian Islands)」「摩納哥(Monaco)」などの事例を載せる。『萬國公法』第一卷第二章第十三節「釋半主之義」; Henry Wheaton, *Elements of International Law*, 6th ed., Boston: Little, Brown & Co., 1855, pp. 46-50.
- (35)「郭嵩燾未刊手札」劉金庫整理、『近代史資料』總88号、1996年、總理衙門あて書翰、光緒五年三月十五日、11頁。また『養知書屋文集』巻11、「致李傅相」頁22-26も参照。
- (36) 西里喜行『清末中琉日關係史の研究』京都大学學術出版会、2005年、503-521頁、とくに513, 521頁を参照。
- (37)『李文忠公全集』譯署函稿巻8、「論日本廢琉球」光緒五年閏三月初六日、頁25-26。西里前掲書、322-323, 514頁も参照。
- (38)『李文忠公全集』譯署函稿巻8、「論爭琉球、宜固臺防」光緒五年閏三月十六日、頁26-27。

この史料の解釈をめぐって、李鴻章が郭嵩燾の構想に対し、「消極的あるいは否定的」に転じた、とする西里前掲書、515-517頁の解釈には、賛意を示しがたい。こうした解釈になるのは、琉球以外に目配りがゆきとどいていないことにくわえ、不遇の郭嵩燾を進取開明、権勢ある李鴻章を守旧退嬰だと対立的にみる先入主が作用しており、当時の文脈に即した理解に達していないからである。内外の情勢に通じた李鴻章は、さしあたって「琉球処分」の問題では、郭嵩燾の構想実現の見込みが乏しい、といっているだけである。その全体的な方向性には、高い評価を与えている。

たとえば、アメリカ元大統領グラント (Ulysses S. Grant) との「調停」交渉で、あえて「公法」と「小国」の関係に立ち入ったのも、こうした経緯にもとづく (『李文忠公全集』譯署函稿卷8、「與美前總統晤談節略」光緒五年四月二十三日、頁42: *New York Herald*, Aug. 16, 1879, "Around the World: General Grant's Mediation between China and Japan," p. 4を参照)。それが1880年代における「保護」概念の定着に結びつくともてよい。

- (39) 拙稿「일본의 류큐 병합과 동아시아 질서의 전환——청일수호조규를 중심으로」『동북아 역사논총 (東北亞歷史論叢)』第32号、2011年。
- (40) 前掲「郭嵩燾未刊手札」、總理衙門あて書翰、光緒五年四月初十日、14-15頁。
- (41) 『曾侯日記』光緒五年三月十四日条。この引用文については、青山治世「出使日記の成長——曾紀澤『曾侯日記』の分析」、岡本ほか前掲『出使日記の時代』所収、123-124頁も参照。
- (42) 曾紀澤の「出使日記」については、青山前掲論文がくわしい。
- (43) 『公法便覽』は Theodore D. Woolsey, *Introduction to the Study of International Law: Designed as an Aid in Teaching, and in Historical Studies*, Boston: James Munroe, 1860をマーティン (William A. P. Martin / 丁謙良) が漢訳したもので、光緒三年末の序文を附して同文館から刊行されたものである。
- (44) 拙著『属国と自主のあいだ』名古屋大学出版会、2004年、38-39頁；前掲拙稿「일본의 류큐 병합」。
- (45) 『曾惠敏公手寫日記』光緒六年正月十二日条。
- (46) そうした「保全」を朝鮮において、忠実に「公法」に依拠しつつ、清朝の「屬国」関係を除外して具体的に構想するのが、井上毅の朝鮮中立化構想だったといえよう。拙稿「『朝鮮中立化構想』の一考察——日清戦争以前の清韓関係に着眼して」『洛北史学』第8号、2006年を参照。
- (47) 同註(45)。
- (48) 坂野前掲書、79, 318-319, 417-418頁。
- (49) ベトナム・フランスに関しては、拙稿「属国と保護のあいだ——1880年代初頭、ヴェトナムをめぐる清仏交渉」『東洋史研究』第66巻第1号、2007年；同「清仏戦争への道——李・フルニエ協定の成立と和平の挫折」『京都府立大学学術報告 (人文、社会)』第60号、2008年；望月直人「清仏戦争前における清朝対仏政策の転換過程——トンキン出兵からの「継続」として」『東洋学報』第94巻第3号、2012年、とくに44-46頁を参照。